

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人（行政改革課）
岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人

(同)

ページ

—

告示

岐阜県告示第二百二十六の二号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十三年岐阜県告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「財団法人岐阜県健康長寿財団」及び「社団法人岐阜県肉用子牛価格安定基金協会」を削り、「財団法人岐阜県暴力追放推進センター」を「公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター」に改める。

岐阜県告示第二百二十六の三号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十四年岐阜県告示第二百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「財団法人岐阜県健康長寿財団」及び「社団法人岐阜県肉用子牛価格安定基金協会」を削り、「財団法人岐阜県暴力追放推進センター」を「公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日相当るときは翌日）

平成二十三年四月一日

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター